

令和7年度自然学校推進事業実施要項

1 趣 旨

学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とする。

2 実施対象

公立小学校5年生及び義務教育学校前期課程5年生の児童

3 実施日数等

4泊5日以上とする。

4 利用施設

県内の施設を利用すること。

5 実施内容

- (1) 日常生活では経験できない感動体験など、自然学校で指導することにより効果が上がる活動や長期宿泊体験の意義を踏まえた活動を行う。
- (2) 施設に宿泊し、周辺の自然についての学習や地域とかかわりのある活動を行う。

一活動例—(児童や学校の実態に応じて創意工夫すること)

- 自然観察 ○登山・ハイキング ○オリエンテーリング ○ナイトハイク ○星空観察 ○自然の素材を使ったクラフト ○「隠れ家」づくり ○川遊び ○野外炊事 ○テント泊 ○キャンプファイヤー ○魚釣り ○カヌー・カッタ一体験 ○課題研究(環境・気候・生物・産業・歴史・文化財・民話等) ○地域との交流(地域の暮らし・伝承遊び等) ○伝統工芸・芸能学習 ○勤労体験(農林業等) ○福祉施設との交流 ○国際交流体験 ○奉仕活動 ○校庭にかまどを組んで野外炊事体験 ○ロープワーク体験 ○学校のグラウンドでのテント泊体験 ○近隣の施設でのカヌ一体験 ○かまくらづくり ○スキ一体験 ○そり体験 ○雪合戦 ○冬芽探し ○雪山ハイキング ○雪上運動会 など

- (3) 自然学校のねらいを明確にし、自然学校の教育効果を高めるための事前・事後活動の充実に留意する。

- (4) 小学校段階における体験活動を充実させる観点から「環境体験事業」との系統性や関連性を踏まえるとともに、中学校以降における体験活動との系統性やキャリア教育の視点を取り入れ、効果的な活動となるように留意すること。また、児童がプログラムの企画を行うなど、主体的な活動がなされるように配慮する。

- (5) 自然学校の計画・実施にあたっては、特に次の点を重視した取組を進める。

- ① 自然学校と他の教育活動との関連を図る取組の充実
- ② 事前・事後等の学習活動の一層の充実
- ③ 学校では得難い体験活動プログラムの一層の充実
- ④ 社会性や自立性等を育むための集団活動の充実
- ⑤ 子どもたちによる自主的なプログラムを編成する等、成長過程を踏まえた体験活動の充実
- ⑥ 家庭や地域との一層の連携を図る取組の充実

6 指導補助員等

- (1) 自然学校の効果的な実施を図るため、教員の外に体験活動の指導に当たる指導員、その補助に当たる指導補助員及び救急員を置くものとする。
- (2) 平成29年6月26日付け教義第1389号「体験活動等における外部人材活用に際しての留意点について（通知）」に基づき、指導補助員等の確保、引率、活用を図ること。

7 教員の勤務について

- (1) 教員が引率指導業務に従事する期間は、原則として2泊3日までとすること。また、特別な家庭事情のある教員については、日帰りも含めて弾力的に対処すること。
- (2) 養護教諭を救急員等に当てるなどの引率業務は行わないこと。

8 報告書等

本事業の実施において、年度の始めに「活動計画書」（別紙1）を、事業実施後速やかに「活動報告書」（別紙2）を県教育委員会あて提出するものとする。

9 交付金

本事業に対し、兵庫県教育委員会交付金交付要綱の規定により交付金を定額交付する。

○対象となる経費（例示）

技術指導経費	専門家、技術者に指導を委託する場合の講師等に要する謝金等
指導補助員経費	指導補助を行う指導補助員及び応急措置、看護等を行う救急員に要する謝金等
交通費	自然学校の場となる施設等への移動及び帰校等に要するバス借上等の交通費
活動運営経費	体験活動の運営及び指導等に必要な資料等に要する経費
要保護・準要保護に係る食事代等に要する経費	要保護・準要保護児童に係る食事代、教材費等の負担に要する経費